

## 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業） 交付要綱

### （通則）

第1条 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 従来、飼料・肥料等として利用されていた稲わら、牧草、きのこ原木等の農林業系副産物が平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）により放出された放射性物質に汚染され、廃棄物として大量に発生しているが、その処理は進まず、農家の敷地内等に滞留し、その生活環境等に大きな影響を及ぼしているため、農林業系廃棄物を処理する市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、その処理を加速化することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定義する一般廃棄物をいう。
- 二 「農林業系廃棄物」とは、従来、飼料・肥料等として利用されていた稲わら、牧草、堆肥、きのこ原木又はほだ木等が、事故由来の放射性物質に汚染されたことによって国や都道府県の指示・要請等で利用ができなくなった結果、一般廃棄物となったものをいう。
- 三 「一部事務組合又は広域連合」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合又は広域連合をいう。

### （補助金の交付の対象及び交付率等）

第4条 環境大臣は、市町村等が行う以下の事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金の交付対象として環境大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 農林業系廃棄物の処理
  - 二 その他当該農林業系廃棄物の処理に関連した必要な事業
- 2 補助対象経費のうち、特に必要と認める場合には、平成29年4月1日以降に実施された事業から補助対象経費に含めることができる。

- 3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、交付額の算定にあたって、補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業に要する経費については、交付の対象としない。

（交付申請手続）

- 第5条 前条第1項に掲げる事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式1による交付申請書に関係書類を添えて環境大臣に提出して行うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第6条 環境大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
  - 3 環境大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付の条件）

- 第7条 当該補助対象経費については、国が東京電力ホールディングス株式会社に対して求償を行うものとする。なお、市町村等は、国が市町村等に代位して東京電力ホールディングス株式会社に対して求償し、損害賠償を受けた限りにおいては、求償権を有しないこととなる。
- 2 補助事業者は、国の求めに応じて、前項の求償を行うために必要な帳簿及び証拠書類の写し等を国に提出しなければならない。
  - 3 第1項の求償により東京電力ホールディングス株式会社から国に支払われた賠償金に

については、その全部を国庫に納付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、委託その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難な場合又は不適當な場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結しなければならない。

(変更交付申請手続)

第10条 補助金の交付決定を受けた後、事情の変更等により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、補助事業者が様式3による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、変更交付決定を行い、様式4による変更交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式5による計画変更申請書を環境大臣に提出し、様式6による承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第10条に定める手続によるものとする。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表2の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 環境大臣は、前項の承認をする場合には必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式7による申請書を環境大臣に提出し、様式8による承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式 9 による報告書を環境大臣に提出し、様式 10 による指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、環境大臣の要求があったときは、速やかに様式 11 による事業遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 12 による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式 13 による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 環境大臣は、前 2 項の規定により補助事業者が提出した書類に不足等がある場合には、実績報告書に関する書類等の提出を補助事業者に求めることができる。

(補助金額の確定等)

第 16 条 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 14 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、申請に基づき補助金の額の確定の通知から 90 日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものと

する。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式 15 による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 18 条 環境大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に定めるところに違反したことにより、環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
  - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合について、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。ただし、第 16 条第 3 項ただし書きについては、これを準用しない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 16 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 環境大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第 20 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得

- 財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式 1 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
  - 5 環境大臣は、前項の承認手続きを経て取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときはその収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
  - 6 前項の納付について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

- 第 21 条 補助事業者は、補助事業の経費について、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
  - 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式 17 による報告書を速やかに環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の納付については、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(標準処理期間)

- 第 23 条 環境大臣は、第 5 条又は第 10 条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として 1 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(その他)

- 第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境

省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別に定める。

- 2 補助対象経費から当該補助金を引いた額（地方負担分）については、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 16 条第 2 項及び附則第 13 条第 1 項の規定に基づく総務省令の定めるところにより、震災復興特別交付税の算定の対象となる。

（附則）

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

- 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

（附則）

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

（附則）

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

別表1（第4条関係）

事業区分	補助対象事業	事業内容(○)及び補助対象の範囲(・)	補助率
I.農林業系廃棄物の処理	1.最終処分	<p>○農林業系廃棄物の処理により生じる焼却灰の埋立処分等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場での埋立処分に必要な資材（覆土、シート等）の購入、施工等に要する経費</li> <li>・最終処分場での埋立処分に必要な消耗品（薬品類、作業用手袋等）の購入費</li> <li>・処分場の維持・管理（電気、水道等）に要する経費（追加的に発生するものに限る。）等</li> </ul>	1 / 2 (1円未満切り捨て)
	2.最終処分に必要な中間処理	<p>○農林業系廃棄物の破碎・裁断、焼却等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（追加的に発生するものに限る。）</li> <li>・中間処理施設での処理に必要な消耗品（カッター、薬品類、防塵マスク、作業用手袋等）の購入費</li> <li>・施設の維持・管理（修理、電気、水道等）に要する経費（追加的に発生するものに限る。）</li> <li>・仮設処理施設の設置費（調査・設計費等を含む。）</li> <li>・土地の借上費（民有地に限る。）</li> <li>・土地の整地（簡易な舗装工事を含む。）に要する経費</li> <li>・仮設処理施設の撤去費</li> <li>・既存処理施設の改造費等</li> </ul>	
	3.収集・運搬	<p>○農林業系廃棄物及びその処理により生じる焼却灰等に係る農家等の保管場所又は中間処理施設等から中間処理施設又は最終処分場等までの収集・運搬（農家・林家による収集・運搬は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（追加的に発生するものに限る。）</li> <li>・収集・運搬業務委託費</li> <li>・車両等の借上費</li> <li>・収集・運搬に必要な消耗品（運搬に使用する梱包資材、作業用手袋等）の購入費</li> <li>・収集・運搬に必要な消耗品の廃棄に要する経費等</li> </ul>	



	4.放射性物質の測定	○農林業系廃棄物、焼却灰、排ガス等の放射性物質濃度及び中間処理施設等周辺の空間線量率等の測定 ・人件費（追加的に発生するものに限る。） ・測定業務委託費 ・詰所・機械の導入費 ・消耗品（記録媒体等）の購入費 ・詰所・機械の撤去費等	
	5.その他	上記1～4に定めるもののほか、特に、環境大臣が必要と認めるもの	
II.その他 当該農林業系廃棄物の処理に関連した必要な事業	1.処理計画の策定・変更	○農林業系廃棄物、焼却灰等の運搬方法・ルートを検討等 ・人件費（追加的に発生するものに限る。） ・専門家の招集経費（謝金等） ・印刷製本費 ・消耗品（用紙等）の購入費等	1 / 2 (1円未満切り捨て)
	2.施設周辺住民の理解促進	○住民説明会や講習会の開催、チラシの配布等 ・人件費（追加的に発生するものに限る。） ・専門家の招集経費（謝金等） ・会場借上費 ・印刷製本費 ・消耗品（用紙等）の購入費 ・放射性物質濃度の測定経費等	
	3.その他	上記1、2に定めるもののほか、特に、環境大臣が必要と認めるもの	

注) ①市町村等職員の人件費等、固定費は対象外とする。

②建物・機械・機器の導入は、レンタル（又はリース）を原則とする。

③パソコン、デジタルカメラ等の汎用品の購入は対象外とする。

別表2（第11条関係）

区 分	重 要 な 変 更	
	経費の配分の変更	事業内容の変更
I . 農林業系廃棄物の処理	区分の欄に掲げる項目相互間の流用額の30%を超える増減	1.補助事業者の変更
II . その他当該農林業系廃棄物の処理に必要な事業		2.処理する場所の変更 3.事業の追加

様式1（第5条関係）

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系  
廃棄物の処理加速化事業）交付申請書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

標記について、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業内容  
別紙1 事業実施計画書  
別紙2 予算調書
- 3 添付書類  
その他適宜必要な参考資料

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
 (農林業系廃棄物の処理加速化事業) 実施計画 (報告) 書

【補助事業者名： 】

1 事業概要

農林業系廃棄物の種類別発生量、既処理量、当該年度における処理予定量、放射性セシウムの濃度や保管状況などとともに、農林家の生活環境等に及ぼす事業効果を具体的に記載すること。

2 事業内容

(1) 農林業系廃棄物の処理事業 (直営・委託の別を明らかにすること)

農林家敷地や保管場所から中間処理施設への収集・運搬、中間処理施設での破碎・裁断、焼却等、最終処分場での埋立処分等 (最終処分先が決まっていない場合は、最終処分の方針を明記すること。)、放射性物質濃度の測定等の具体的な事業内容を記載すること。

(2) 機械等の導入 (レンタル等)

必要となる建物及び機械・器具の名称、必要な理由等を具体的に記載すること。特に、仮設焼却炉等を設置する場合には、既存の焼却施設で対応できない理由も記載すること。

(3) その他当該農林業系廃棄物の処理に必要な事業

農林業系廃棄物の処理事業を推進するために必要な事業について、具体的な事業内容 (例：住民説明会の開催時期、場所、参集範囲など) とその事業の必要性を記載すること。

3 施設名及び所在地 (予定地)

名 称	所 在 地	種 類

注1：種類欄は①破碎、裁断施設、②焼却等施設、③最終処分場、④その他の別を明記すること。

2：既存施設の場合には、その施設の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

4 事業実施期間

5 添付書類

(1) 当該事業の実施体制 (市町村等担当部署、担当者、連絡先等も記載すること)

(2) 農林業系廃棄物処理のフロー図 (農林家から最終処分場まで)

(3) 当該事業の工程表

(4) 委託契約書 (案) (補助事業の一部を第三者に委託する場合のみ)

(5) 事業費算出内訳 (別添例)

レンタル設備のパンフレット、見積書等の算出根拠も添付すること。

(6) 規模の算出根拠

仮設施設を設置する場合や建物及び機械・機器を導入する場合は、規模や能力等の算出根拠も添付すること。

(7) その他

適宜、事業内容の説明に参考となる資料を添付すること。

(別添)

## 事業費算出内訳(作成例)

事業内容	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
破碎・裁断	人夫賃	〇〇	(円) 〇〇	(円) 〇〇〇	〇〇人×〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円
				〇〇〇	その他延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費			〇〇〇	〇t×〇〇l/t×@〇〇円=〇〇円
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	破碎・裁断施設 レンタル費			〇〇〇	<b>【建物】</b> 〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円 <b>【裁断機】</b> 〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円
	消耗品費			〇〇〇	飛散防止シート 〇×@〇〇円=〇〇円
	小計			〇〇〇	
焼却処理	人夫賃			〇〇〇	〇〇人×〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円
				〇〇〇	その他延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費	〇〇l	〇〇	〇〇〇	〇t×〇〇l/t×@〇〇円=〇〇円
	薬品費		〇〇	〇〇〇	〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	仮設焼却施設			〇〇〇	〇〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	消耗品費		〇〇	〇〇〇	フレキシブルコンテナ 〇×@〇〇円=〇〇円
	小計		〇〇	〇〇〇	
最終処分	埋立処分費	〇〇t	〇〇	〇〇〇	〇〇t×@〇〇円=〇〇〇
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	消耗品費			〇〇〇	シート〇枚×@〇〇円=〇〇〇円
	小計		〇〇	〇〇〇	

収集・運搬	自動車借上料	〇〇台	〇〇	〇〇〇	【農家・林家-破碎・裁断施設】 延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	人夫賃	〇〇人	〇〇	〇〇〇	【農家・林家-破碎・裁断施設】 運転手延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 運転手延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費	〇〇人 〇〇1	〇〇	〇〇〇 〇〇〇	その他延〇〇×@〇〇円=〇〇〇円 【農家・林家-破碎・裁断施設】 〇日×〇1×@〇〇=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 〇日×〇1×@〇〇=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
処理計画の 策定	自動車借上料	〇台	〇〇	〇〇〇	延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	旅費・謝金				延〇人×〇日×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
住民説明	旅費・謝金			〇〇〇	延〇人×〇日×@〇〇円=〇〇〇円
	会場借上料			〇〇〇	〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
	合計			〇〇〇	

- (注) 1. 市町村等職員の超過勤務手当等の人件費は計上しないこと。  
2. 当該事業に係る経費を明確に区分できない場合は、計上しないこと。  
3. 適宜、事項を追加・削除を行って作成すること。

別紙2

国庫補助金所要額（精算）調書

補助事業者名：\_\_\_\_\_

（事業名：農林業系廃棄物の処理加速化事業）

総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	補助対象 事業費 (C)=(A)-(B)	国庫補助金 所要額 (D)=(C)×1/2	地方負担額 (E)=(C)-(D)	備考
円	円	円	円	円	

注) 1. 「地方負担額」については、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第16条第2項及び附則第13条第1項の規定に基づく総務省令の定めるところにより、震災復興特別交付税の算定の対象となる。

2. 地方負担額を、震災復興特別交付税の基礎数値として総務省に報告した場合には、その報告資料の写しを添付すること。

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系  
廃棄物の処理加速化事業）交付決定通知書

市町村等の名称

平成 年 月 日付け 第 号にて交付申請のあった平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第号交付申請書のとおりである。
- 2 補助事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

補助事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 4 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 事業実施者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱に従わなければならない。
- 6 この交付決定の内容又は条件に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。



様式3（第10条関係）

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系  
廃棄物の処理加速化事業）変更交付申請書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付の決定を受けた放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）の交付申請書について、下記のとおり変更したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 事業実施変更計画書  
変更前と変更後がわかるように2段書きにした事業実施計画書の該当ページ及びその根拠資料を添付すること。
- 4 添付書類  
その他適宜必要な参考資料

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
（農林業系廃棄物の処理加速化事業）変更交付決定通知書

市町村等の名称

平成 年 月 日付け 第 号にて変更交付申請のあった平成 年度放射性物質汚染  
廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）については、放射性物質汚染廃棄物処  
理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第10条第2項の規定により、平成 年  
月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更交付することを決定したので通知  
する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更  
交付申請書のとおりである。
- 2 補助事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。  
補助事業に要する経費 金 円（既交付事業費： 円）  
交付決定額 金 円（既交付決定額： 円）  
ただし、事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は交付決定額が変更さ  
れるときは、別に通知するところによる。
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日  
付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 4 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 この交付決定の内容又は条件に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成  
年 月 日とする。

様式5（第11条関係）

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
（農林業系廃棄物の処理加速化事業）計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）を下記のとおり変更したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助事業に及ぼす影響
- 4 添付書類  
その他適宜必要な参考資料

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
（農林業系廃棄物の処理加速化事業）計画変更承認（不承認）通知書

市町村等の名称

平成 年 月 日付け 第 号にて提出のあった平成 年度放射性物質汚染廃棄物  
処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）計画変更承認については、放射性物質汚染廃  
棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり承認（不承認）したので通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 変更後の補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号計画変更承認申請書のとおりである。
- 2 その他については、平成 年 月 日付け 第 号交付決定通知書のとおりとする。
- 3 条件又は理由  
※承認に際して条件を付す場合には本欄に記載する。  
※不承認とした場合には不承認の理由を付して通知すること。

様式7（第12条関係）

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
（農林業系廃棄物の処理加速化事業）中止（廃止）申請書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置
- 3 添付書類  
その他適宜必要な参考資料

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系  
廃棄物の処理加速化事業）中止（廃止）承認（不承認）通知書

市町村等の名称

平成 年 月 日付け 第 号にて提出のあった平成 年度放射性物質汚染廃棄物  
処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）中止（廃止）申請については、放射性物質汚  
染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第 12 条の規定に基づき、下  
記のとおり承認（不承認）したので通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

1 中止（廃止）の承認（不承認）

平成 年 月 日付け 第 号にて交付決定を行った平成 年度放射性物質汚染  
廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）については、中止（廃止）する（し  
ない）。

2 その他

※承認に際して条件を付す場合には本欄に記載する。

※不承認とした場合には不承認の理由を付して通知すること。

様式9（第13条関係）

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
（農林業系廃棄物の処理加速化事業）遅延報告書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）について、下記のとおり事業を遅延したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

記

- 1 遅延の内容及び原因
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して執った措置
- 4 遅延が事業に及ぼす影響
- 5 事業の完了予定日
- 6 添付書類  
当該事業の工程表（変更前と変更後を対比したもの）を添付すること。

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
（農林業系廃棄物の処理加速化事業）指示書

市町村等の名称

平成 年 月 日付け 第 号にて報告のあった平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）については、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助事業の実施期間については、平成 年 月 日までとする。
- 2 その他については、平成 年 月 日付け 第 号（変更）交付決定通知書（計画変更承認通知書）のとおりとする。



様式 11 (第 14 条関係)

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)遂行状況報告書

補助事業者名: \_\_\_\_\_

(単位:円)

事業名	事業期間	事業費	補助金額 相当額 (A)	うち契約額		うち支出済額		支出予定額				
				___月まで 累計 (B)	(B)/(A) (%)	___月まで 累計 (C)	(C)/(A) (%)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	

様式 12 (第 15 条関係)

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系  
廃棄物の処理加速化事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付の決定を受けた平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）の事業が完了しましたので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 国庫補助金 金 円

2 事業報告書

別紙 1 事業実施計画書との変更点がわかるように 2 段書きにすること。

別紙 2 精算調書

3 添付書類

(1) 帳簿及び証拠書類の写し

(2) 図面、写真及び放射性セシウム濃度の測定結果 等

様式 13 (第 15 条関係)

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金  
(農林業系廃棄物の処理加速化事業) 年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)について、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金 金 円(平成 年度実績)  
金 円(平成 年度計画)
- 2 事業報告書  
別紙 1 事業実施報告書(事業実績とともに翌年度以降の計画を記載すること。)  
別紙 2 精算調書(実績額とともに翌年度以降計画額を記載すること。)
- 3 添付書類  
その他適宜必要な参考資料

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系  
廃棄物の処理加速化事業）交付額確定通知書

市町村等の名称

平成 年 月 日付け 発第 号にて交付決定した平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）については、平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

確 定 額 金 円

様式 15 (第 17 条関係)

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (農林業系  
廃棄物の処理加速化事業) 精算 (概算) 払請求書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定の通知を受けた平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (農林業系廃棄物の処理加速化事業) の精算払 (概算払) を受けたので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (農林業系廃棄物の処理加速化事業) 交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位: 円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			既受領済額 ⑤	今回請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④ =②+③		
合 計						

(精算払の場合)

(単位: 円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	今回請求額 ① - ②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びそのふりがな

4 概算払を必要とする理由 (概算払を請求するときに限る。)

様式 16 (第 19 条関係)

取得財産等管理台帳 (平成 年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐 用 年数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）交付要綱第 20 条第 1 項に規定する処分制限額以上のものとする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式 17 (第 22 条関係)

平成 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (農林業系  
廃棄物の処理加速化事業) の仕入に係る消費税相当額報告書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長 印

平成 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定の受けた平成 年度放射性物質  
汚染廃棄物処理事業費補助金 (農林業系廃棄物の処理加速化事業) について、放射性物質汚染廃棄物  
処理事業費補助金 (農林業系廃棄物の処理加速化事業) 交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第 22  
条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |                                    |   |       |
|------------------------------------|---|-------|
| 1 補助金額 (交付要綱第 16 条第 1 項による額の確定額)   | 金 | 円・・・① |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額          | 金 | 円・・・② |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額  | 金 | 円・・・③ |
| 4 補助金返還相当額 (③-②)                   | 金 | 円     |
| 5 参考となるその他書類<br>(上記の 3 の金額の積算の内訳等) |   |       |